平成３０年（フ）第３６１号
大阪府大東市灰塚４丁目14番12号　山本アパート１Ｆ102号
債務者　青木　清美
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第３６２号
大阪府大東市灰塚４丁目14番12号　山本アパート１Ｆ102号
債務者　青木　　瞳
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第３６６号
大阪府河内長野市松ケ丘中町1328番地の５
大田文化４号棟104号、前住所大阪府河内長野市原町４丁目９番８―106号
債務者　遠藤　豊子
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第３６７号
大阪府河内長野市松ケ丘中町1328番地の５
大田文化４号棟104号、前住所大阪府河内長野市原町４丁目９番８―106号
債務者　遠藤　高俊
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第４号
沖縄県宮古島市平良字下里1167番地６　プレステージ東大原Ⅱ301
債務者　松﨑麻衣子
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
那覇地方裁判所平良支部

破産手続終結

平成２６年（フ）第６１０号
埼玉県行田市桜町２丁目21番23号
破産者　内田　喜朗
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５９８号
神奈川県平塚市小鍋島2263番地１
破産者　東海エンジニアリング株式会社
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第５９９号
神奈川県平塚市ふじみ野２丁目22番３号
破産者　齊藤　好子
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第３１９号
千葉県印西市高花１丁目６番地６棟501号
破産者　安田　　一
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第８０号
静岡市清水区島崎町179番地の12
破産者　株式会社丸山商店
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１８６号
静岡県富士市横割６丁目17番13号
破産者　株式会社松永商店
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第１４５９号
名古屋市港区品川町２丁目31番地
破産者　有限会社小山製作所
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２３８号
香川県香川郡直島町1097番地１
破産者　有限会社立石水産
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１５号
千葉県香取市大戸川19番地１
破産者　前田まさ子
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐原支部

平成２５年（フ）第８８９５号
東京都渋谷区代々木５丁目67番１号
破産者　株式会社アゴス
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３３２０号
東京都千代田区一番町６番地
破産者　グリーンパートナー株式会社
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６４７１号
東京都渋谷区広尾５丁目19番９号
破産者　有限会社フルハウスツアーズ
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６９６１号
東京都港区虎ノ門２丁目３番22号
破産者　株式会社アセットレボリューション
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８０３１号
東京都墨田区吾妻橋３丁目６―15―904
破産者　吉成　綾子
1　決定年月日　平成30年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部